

水道施設運転管理業務委託
(洲本市サービスセンター管内)

特 記 仕 様 書

令和4年度

淡路広域水道企業団

目次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 業務従事者の勤務	1
第3条 操作室、監視室の管理	1
第2章 業務書類等	1
第4条 業務実施計画書及び業務完了報告書.....	1
第5条 その他業務書類	2
第3章 業務範囲と業務内容	2
第6条 履行場所及び施設概要	2
第7条 業務内容及び頻度	2
第8条 基本負担	3
第9条 水道事業に係わる業務分担.....	4
第10条 業務の要領	6
第11条 簡易な補修等	7
第12条 消耗品及び交換部品の調達.....	7
別表1	8
業務内容・頻度	8
(1) 水道施設の保守管理業務	9
(2) 運転管理業務	10
(3) 管末水質検査	11
(4) 浄水水質	11
保守管理業務（日常点検）	12
(1) 貯水施設点検内容	12
(2) 取水施設点検内容	12
(3) 浄水施設点検内容	12
(4) 配水施設点検内容	13

(5) 機械・電気設備点検内容	14
衛生管理業務	19
除草	19
清掃	20
浄化槽	20
沈澱池清掃業務	20
汚泥撤去積込（天川浄水場）	20
自家用電気工作物点検立会の対象場所等	21
施設概要	22

第1章 総則

(目的)

第1条 本特記仕様書は、淡路広域水道企業団（以下「甲」という。）が発注する「水道施設運転管理業務委託（洲本市サービスセンター管内）」について、受託者（以下「乙」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務従事者の勤務)

第2条 乙の就業時間は、原則として次のとおりとする。

- (1) 日勤業務は、365日（うるう年は、366日）履行するものとする。業務は、主に水道施設の保守管理業務及び運転操作業務とし、その勤務時間は、8時30分から17時15分とする。ただし、甲との協議により勤務時間を変更することができるものとする。
- (2) 前項に定める就業時間外でも、警報メールを24時間受信できる体制をとること。施設故障発生時、工事に伴う水運用として、甲が必要と認める場合は、乙は業務に従事するものとする。時間外作業は、平日150時間/年及び深夜150時間/年を見込んでおり、その時間の増減による精算調整は行わないものとする。

(操作室、監視室の管理)

第3条 乙は、本委託業務の実施にあたり、水道施設の運転管理業務履行のため、曲田山浄水場脱水機棟2Fの操作室をはじめ、各浄水場等の操作室および監視室を使用し、関係備品類の使用許可と共に、予め甲の許可を受けなければならない。

- 2 操作室および監視室は、乙の責任において維持管理を行わなければならない。
- 3 各施設の使用期間中、乙の責任で汚損等があった場合は、乙の負担において原状回復しなければならない。

第2章 業務書類等

(業務実施計画書及び業務完了報告書)

第4条 乙は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 乙は、当該日に実施した作業に関する日報を都度作成し、甲に提出するものとする。日報には、当該日の実施作業の内容、施設・機器類の異常の有無、処理内容など、漏れなく記載しなければならない。
- 3 乙は、当該月に係る業務実施計画書を前月末までに甲に提出するものとする。なお、業務実施計画書には、次の事項について記載するものとする。
 - (1) 運転管理業務
 - (2) 水質管理業務
 - (3) 調達管理業務
 - (4) 文書管理業務
 - (5) 保守管理業務
 - (6) 衛生管理業務
 - (7) 緊急対応業務

(8) その他当該月において実施予定の業務

4 乙は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を翌月の10日までに提出するものとする。

(1) 業務実施計画の実績に関する報告

(2) 前項(8)において実施した業務に関する報告

(3) 水道施設の施設管理状況報告書

(4) 当該月に対応した故障等緊急対応、処置報告

5 乙は、契約満了に伴い委託期間満了日に契約業務完了届及び契約業務完了報告書を提出しなければならない。なお、契約業務完了報告書は、同条3項に定める業務実施計画書に沿ったもので、次の報告書を添付するものとする。

(1) 水道施設の施設管理状況報告書

(2) 年間運転管理データ

(3) 年間水質管理データ

(4) その他、甲乙協議して取り決めた年間データ

(その他の業務書類)

第5条 その他必要とする業務書類については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

第3章 業務範囲と業務内容

(履行場所及び施設概要)

第6条 仕様書に係わる、乙が業務を履行する水道施設の名称及び所在地は、別紙施設概要に記載する。

(業務内容及び頻度)

第7条 乙は、施設の性能を十分に発揮させるため、施設の運転状況を確認する点検を行うものとする。

2 乙は、自らのノウハウを最大限活用し、水道施設の運転管理及び維持管理を主体的に行い、良質な浄水を安定的に供給するため、乙は、提案の中で示し、甲との協議を行った上で、その提案を業務履行計画書に反映させて、甲に提出すること。

(1) 日常点検

日常点検は、五感や簡易の測定器を頼りに各種機器を巡回し、異常な音、振動、匂い、高温、油の漏れ及び各種計測機器の指示値などを確認し、異常を認めたときは、甲に報告するとともに必要な措置を講ずること。また、日常で行う整備は、各種機器が正常に稼働するよう機器の清掃、機器の各種消耗品の交換及び補充、簡易な破損部品交換などを行うこと。

なお、運転管理業務、保守管理業務、衛生管理業務の業務内容の詳細は別表-1に記載する。

(基本負担)

第 8 条 業務範囲における甲乙が負うべき基本的な責任負担は、以下が適用される。

責任の種類	内容	負担区分	
		甲	乙
水道需要者に対する責任	水道需要者に対する責任に関するもの	○	—
	本仕様書に関し、乙に帰する責任に関するもの	—	○
水質管理責任	原水水質に関すること	○	—
	浄水水質について、本仕様書に関し、乙の水質管理上の責任に関するもの。	—	○
廃棄物処理法上の責任	乙が事業者として排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	—	○
	上記以外に排出する廃棄物の運搬・処分に関するもの	○	—
水質汚濁防止法上の責任	乙が事業者として公共水域に排水する場合	—	○
	上記以外のもの	○	—
その他法令上の責任	乙の業務履行上で直接関係する法令の遵守責任 (労働安全衛生法等、消防法等)	—	○
	上記以外のもの	○	—
法令等変更に関する責任	本仕様書に直接関係する法令等の変更	○	—
	上記以外の法令変更	—	○
税制度変更責任	乙に影響を及ぼす税制度変更 (法人税等)	—	○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更 (消費税等)	○	—
許認可遅延の責任	乙が取得する許認可の遅延に関するもの	—	○
	上記以外の遅延に関するもの	○	—
第三者賠償の責任	本仕様書の履行に直接関係する乙の責めによるもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
住民対応責任	下記以外のもの(水道事業の実施における住民反対運動、 住人訴訟等)	○	—
	乙の本仕様書の履行に直接関係するもの(施設見学等)	○	△
事故の発生責任	乙の責めによる労働災害、設備の損壊事故等	—	○
	上記以外のもの	○	—
環境保全責任	乙が事業者であるときの、公共用水域の汚染等	—	○
	上記以外のもの	○	—
契約の解除・変更責任	甲の責めによるもの(安全対策違反、支払滞納等)	○	—
	乙の責めによるもの(法令違反、破綻、放棄等)	—	○
不可抗力責任	地震、洪水等の天災による契約の中止、変更、解除	○	—

○：主分担 △：従分担

(水道事業に係わる業務分担)

第9条 本仕様書において甲乙が負うべき水道事業に関する業務負担は、以下が適用される。

(1/2)

施設・業務区分		水道事業に係わる業務	負担区分	
			甲	乙
施設管理		施設の維持管理計画の策定	△	○
	取水施設	取水施設の運転及び保守点検業務履行及び実施	△	○
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理（法第20条の遵守）	△	○
		定期及び臨時の水質管理の履行	△	○
		施設の衛生上の措置の実施（法第22条）	—	○
	運転操作	運転方法の策定	△	○
		運用方法の改善	○	△
		運転操作	—	○
		取水停止の判断（法第23条関連）	○	—
	保守点検	点検計画及び要領の策定	△	○
		保守点検の履行	△	○
		補修・修繕計画の策定	○	△
		補修・修繕計画の実施、監督	○	—
		突発修繕の実施	○	△
		施設の技術的基準適合評価（法第5条関連）	○	—
	浄水施設	浄水施設の運転及び保守点検の履行	△	○
		定期及び臨時の水質管理の計画、管理（法第20条の遵守）	○	△
		定期及び臨時の水質管理の履行	○	△
		施設の衛生上の措置の実施（法第22条）	—	○
		産業廃棄物の適正な処理	△	○
	運転操作	運転方法の策定	△	○
運用方法の改善		○	△	
運転操作		—	○	
送水停止の判断（法第23条関連）		○	—	
給水の緊急停止の判断（法第23条関連）		○	—	
給水の緊急停止の決定及び実施（法第23条関連）		○	—	
給水の緊急停止以後の給水再開の判断（法第23条関連）		○	—	
給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施（法第23条関連）		○	—	
改善の指示等による必要な措置（法第36条）		○	—	
給水停止命令による給水停止の実施（法第37条関連）		○	—	
保守点検		点検計画及び要領の策定	△	○
		保守点検の履行	△	○
		補修・修繕計画の策定	○	△
		補修・修繕計画の実施、監督	○	—
	突発修繕の実施	○	△	
	施設の技術的基準適合評価（法第5条関連）	○	—	
排水処理施設	排水の運転操作の履行	—	○	
	排水水質の検査の履行（採水）	—	○	
	産業廃棄物の適正な処理	○	△	
水質検査関係	水質検査業務の業務計画の作成、実施（法第20条）	○	△	
	水質検査（月次、年次、臨時）の採水及び事務	—	○	
	データの整理、解析	○	—	
	分析機器の調整	○	△	

○：主分担 △：従分担

施設・業務区分		水道事業に係わる業務	業務分担		
			甲	乙	
施設管理		施設の巡回及び点検、監視	—	○	
配水施設		施設の保守点検計画及び要領の策定	△	○	
		保守点検の履行及び実施	△	○	
		補修、修繕計画の策定	○	△	
		補修、修繕計画の実施、監督	○	—	
		突発修繕の実施	○	△	
		給水の緊急停止の判断（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止の決定及び実施（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止以後の給水再開の判断（法第23条関連）	○	—	
		給水の緊急停止以後の給水再開の決定及び実施（法第23条関連）	○	—	
		改善の指示等による必要な措置（法第36条）	○	—	
		給水停止命令による給水停止の実施（法第37条関連）	○	—	
		施設の運転業務に関する計画の策定	△	○	
		施設の運転操作の実施	—	○	
		施設の技術的基準適合評価（法第5条関連）	○	—	
		薬品の補充、調達管理	—	○	
その他	植栽管理	植栽管理計画の策定（甲が直接行うものを除く）	—	○	
		草刈、植栽及び清掃の監督、報告（甲が直接行うものを除く）	—	○	
	記録・保管	業務の記録、整理及び報告	—	○	
	清掃・美化	水道施設の清掃と整理整頓	—	○	
	安全衛生	安全衛生及び衛生管理に関する計画の策定	△	○	
		安全衛生及び衛生管理の実施	—	○	
		業務従事者の定期及び臨時の健康診断計画の策定及び実施（法第21条）	△	○	
	住民対応	施設見学対応	○	△	
		苦情及び問い合わせ対応	○	—	
	動力	動力の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		動力の管理、報告、監視	—	○	
	薬品	薬品の調達計画及び調達先の調整	○	—	
		薬品の管理、報告、監視	—	○	
	保守・定期点検		電気設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			計装装備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			ポンプ装備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			薬品注入設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			水質測定計器設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	△	○
			浄化槽設備の保守点検の計画及び要領の策定、監督	○	—
			電気設備の保守点検の実施	—	○
計装装備の保守点検の実施			—	○	
ポンプ設備の保守点検の実施			—	○	
薬品注入設備の保守点検の実施			—	○	
水質測定計器設備の保守点検の実施			—	○	
浄化槽設備の保守点検の実施	○	—			

○：主分担 △：従分担

(業務の要領)

第10条 乙は、業務の履行に必要とする関係法令及びその他関係図書等を熟知し、その定めに従って運転管理業務にあたらなければならない。

2 浄水施設等運転管理の要領について、以下に示す。

(1) 運転管理業務

- 1) 監視端末（インターネット接続のパソコン等）および携帯機器（スマートフォン、タブレット等）による、浄水施設等の運転及び監視・操作を行う。
- 2) 業務は、日勤業務（365日（うるう年366日）昼間8時間労働相当）とし、遠方監視装置の警報表示または、携帯機器への警報通報で初期対応とする。また、携帯機器及び通信費は乙の負担とする。緊急時の応急対応には建設改良工事、修繕工事に伴う設備・機器の切替及びその他の対応運転を含むものとする。
- 3) 運転管理結果については、点検表等に記録する。

(2) 水質管理業務

- 1) 浄水水質を良好な状態に保つために運転管理に必要な水質検査を行う。
- 2) 水質検査結果については、点検表等に記録する。

(3) 調達管理業務

- 1) 水道施設等の運転管理に必要な薬品類、消耗品、油脂類等について、数量、在庫量、保管状況等を確認し適正に管理を行う。
- 2) 納入品の入荷時は、入荷に立会い納入品目及び数量を確認し、記録する。

(4) 文書管理業務

- 1) 運転管理上の各種計画書及び報告書、運転データの保管管理を行う。
- 2) 甲から貸与された完成図書等の保管管理を行う。

(5) 保守管理業務

- 1) 水道施設等の巡視点検を行う。
- 2) 各施設の運転状況を各種計器、異音、振動、発熱の状態から確認するとともに、設備異常等の早期発見に努め、状況に応じて措置をしなければならない。
- 3) 点検結果については、点検表等に記録する。

(6) 衛生管理業務

- 1) 水道施設を衛生的に維持するために除草及び清掃、浄化槽の点検及び汲み取り作業に必要な対応を行う。その費用は乙の負担とする。
- 2) 除草作業については、刈取・集草が乙の業務範囲とし、それに係る費用は乙の負担とする。その作業分担は、別紙1【12/14】による。

(7) 緊急対応業務

- 1) 水道施設で発生する異常事態について、その状況を早期に把握し、対応するものとする。
- 2) 甲乙の異常事態発生時の連絡先、連絡方法等については、事前に協議しその体制を整えるものとする。
- 3) 水質異常、地震、風水害、その他の災害時においても、緊急時の初期対応を行う。

(8) 沈殿池等池状構造物清掃業務

- 1) 安定的な水処理、施設の維持管理を図ることを目的として、池内の清掃を行う。

(9) 汚泥撤去積込（天川浄水場）

- 1) 天川浄水場における天日乾燥床の上水汚泥をベルトコンベヤーによりダンプト

ラックに積込むものとする。上水汚泥の運搬処分については、甲が行うものとする。

- 2) 大雨時の出水により流出することがある土砂等を管理に支障がないように撤去する。

(簡易な補修等)

第 1 1 条 乙は、簡易な補修等を行うものとする。

2 簡易な補修等とは次のとおりである。

- (1) 特殊技能や特殊工具を使用しない修理、造作。
- (2) 足場を使用しない場所において、錆・腐食等による剥離、錆防止のために行う部分的な塗装。

(消耗品及び交換部品の調達)

第 1 2 条 乙は、保守管理業務に必要な消耗品及び交換部品の調達及び管理を行うものとする。

- (1) 部品補修用塗料、グランドパッキン、メカニカルシール、カップリングゴム。潤滑油類等のポンプ維持補修補助材料
- (2) その他軽微な消耗品類

別表1 業務内容・頻度 【 1/14 】

業務区分	業務内容		実施頻度	実施回数
運転管理業務	運転監視・操作	各浄水場、各配水場、各ポンプ場	毎日	365回
		ジャーテスト、薬品調整	適宜	—
	施設巡視点検	各浄水場	毎日	365回
		各取水施設（ダム、深井戸等）	毎日	365回
		各配水池	1回/週	52回
		各ポンプ場（下記記載加圧所以外）	1回/週	52回
		青葉台、市原、宇山(皿池)、千草、下内膳、平安浦(大戸)、尾筋、塔下、米山、宮山	1回/月	12回
深井戸及び中継ポンプ場（湯水・灌漑）	必要時	150回		
水質管理業務	水質管理	各浄水場の水温、濁度、残留塩素、色度、pH、電気伝導度、味、臭気の測定	毎日	365回
		毎日水質検査	毎日	365回
		定期水質検査に関する採水及び事務	1回/月	12回
		臨時水質検査に関する採水及び事務	必要時	—
		水質異常発生時における原因調査・初期対応・臨機の措置	必要時	—
調達管理業務	調達管理	調達業務	適宜	—
		発注依頼	適宜	—
文書管理業務	文書管理	資料の調査・整理	1回/年	1回
		各業務のデータ記録	適宜	—
		日報	毎日	365回
		月報	1回/月	12回
		年報	1回/年	1回
	管理業務	業務履行計画書作成	1回/年	1回
		緊急時対応計画作成	1回/年	1回
		緊急時対応計画の改定、変更	必要時	—
		月間業務実施計画/実績表	1回/月	12回
		月間業務完了報告	1回/月	12回
年間業務完了報告	1回/年	1回		
協議・打合せ	必要時	—		
保守管理業務	保守点検業務	機械・電気・計装・建築附帯設備	別表1参照	
		簡易的、軽微な修繕	必要の都度	
		施設の保安点検	毎日	365回
衛生管理業務	衛生管理	施設の清掃・除草	別表1【12/14】参照	
		浄化槽の清掃	別表1【13/14】参照	
緊急対応業務		設備故障、水質異常発生時における原因調査及び緊急時の初期対応・臨機の措置	発生時	
		風水害、台風、停電、地震などにおける初期対応・臨機の措置	発生時	

別表1 業務内容・頻度【2/14】

業務区分	業務内容	実施頻度	実施回数
その他	自家用電気工作物点検立会業務	保安管理業務委託に基づく高圧受電設備及び発電設備の点検立会	1回/1カ月 別紙1【14/14】参照
	工事等立会業務	電気・機械設備等の点検及び修繕作業等における現地立会業務	必要時
	施設見学	市内小学校社会科学習に伴う浄水場見学対応の補助	8回程度/年 1.5時間/回

(1) 水道施設の保守管理業務

水道施設を保守管理するための拠点を曲田山浄水場とし、主に日中に行うもの。

業務名	業務内容
水道施設の保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・施設：浄水場（10箇所） 頻度：毎日 内容：浄水場設備点検内容による ・施設：取水施設（ダム5箇所、深井戸6箇所、湖沼水1箇所、河川表流水3箇所） 頻度：毎日 内容：取水設備点検内容による ・施設：導水施設（流量調節弁2箇所） 内容：導水設備点検内容による 頻度：適時（24回/年程度） ・施設：送水ポンプ場（5箇所） 頻度：毎週 内容：ポンプ設備点検内容による ・施設：給水ユニットポンプ場（12箇所） 頻度：1回/月 内容：ポンプ設備点検内容による ・施設：配水場（12箇所）※内ポンプ設備併設5箇所 頻度：毎週 内容：配水池設備点検内容による ポンプ設備点検内容による ・施設：配水施設（流量調節弁1箇所） 頻度：毎週 内容：配水設備点検内容による ・施設：取水施設（予備水源深井戸10箇所、中継ポンプ場3箇所） 頻度：取水時毎日 内容：取水設備点検内容による
水質自動計器の保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 施設：浄水場10箇所、配水場・加圧所8箇所 頻度：適時 内容：水質自動計器の校正・清掃（脱泡槽含）

別表1 業務内容・頻度【 3/14 】

業 務 名	業務内容
薬品管理業務	施 設：浄水場、配水場、ポンプ場 頻 度：適時 内 容：薬品残量、使用量、受入量の管理・報告、 発注、受入立会、補充他
採水業務（原水・浄水）	採水地点：原水 25 箇所（湧水時水源 12 箇所含む） 浄水 18 箇所 頻 度：1 回／月 （但し、臨時の検査がある場合はその都度採水 を行う） 内 容：水質検査業務委託に基づく採水業務 要 領：午前中に採水を行い、指定検査機関の収集場所 に届ける
自家用電気工作物保守点検立会 業務	施 設：浄水場（6 箇所） 配水池（2 箇所） 頻 度：1 回／1 ヶ月 内 容：保安管理業務委託に基づく高圧受電設備および 非常用発電設備の点検立会
異常発生時の緊急対応業務	内 容：電気・機械設備故障、水質異常等、警報発報時 の初期対応、風水害、落雷、地震など自然災害 への初期対応及び臨機の措置 頻 度：発生時
工事等立会業務	内 容：甲が発注する電気・機械設備等の点検及び修繕 作業等における現地立会業務
その他甲が別途指示する業務	

(2) 運転管理業務

業務名	業務内容
遠方監視業務	1) 浄水場、配水池、ポンプ場の運転状況の監視・操作・記録 頻 度： 毎日
巡視業務	1) 水源および浄水場の巡視、施設の状態及び施設状況の確認 頻 度： 毎日
水質管理業務	1) 浄水場で採水した浄水の水質検査（水温、残留塩素、濁度、 色度、pH、電気伝導度、味、臭気） 頻 度： 毎日
連絡業務	1) 場外監視施設の故障ならびに場内施設の故障等に対応出来ない 復帰操作及び対応措置のための総括責任者または、主任業務員 への連絡業務、関係者への連絡業務 頻 度： 発生時
清掃業務	1) 施設の清掃 頻 度： 適時
その他甲が別途指示する業務	

別表1 業務内容・頻度【 4/14 】

(3) 管末水質検査

業務名	業務内容
水質検査及び採水業務	施設：末端給水地点 27 箇所 頻度：毎日 検査項目：水温、残留塩素、濁度、色度、味、臭気
その他甲が別途指示する業務	

(4) 浄水水質

対象施設からの浄水水質を良好な状態に保ち、以下の管理目標値を遵守すること。

対象施設	対象項目	法定基準	管理目標値
各浄水場 浄水場出口水	pH値	5.8 以上 8.6 以下	6.0 以上 8.4 以下
	濁度	2.00 度以下	0.10 度以下
	色度	5.00 度以下	1.00 度以下
	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.30～0.80 mg/L
毎日検査（給水管末）	pH値	5.8 以上 8.6 以下	6.0 以上 8.4 以下
	残留塩素濃度	0.10 mg/L 以上	0.10～0.80 mg/L

別表1 業務内容・頻度【 5/14 】

保守管理業務（日常点検 1/7）

(1) 貯水施設点検内容

設備名	点検内容・頻度	
ダム貯水池、水源池	毎日	水位、汚濁状況、危険箇所、異常の発見、油の流出、死魚の浮上
	毎日	間欠式空気揚水筒の作動状況（竹原ダム）
堤体	1回/月	新しい漏水箇所の有無、ひび割れの発達の状態、障害物の有無

(2) 取水施設点検内容

設備名	点検内容・頻度	
取水塔	1回/月	躯体の異常の有無
	1回/月	取水放流設備の異常の有無
取水栓	1回/月	躯体、ポンプ設備、配管等の異常の有無
	1回/月	堆砂状況
深井戸	毎日	電流、電圧異常の有無
	毎日	揚水水位（自動監視）
	必要の都度	揚水水位（水位計がない深井戸）
	毎日	目視による濁度・排砂の有無
深井戸（予備水源）	巡視時	電流、電圧異常の有無
	巡視時	流量の記録、配管等の漏水異常の有無
	必要の都度	水位

(3) 浄水施設点検内容

設備名	点検内容・頻度	
着水井	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無、薬品注入状況
	必要の都度	原水流量の確認
	必要の都度	着水井水位の確認
	必要の都度	原水水質の確認（濁度、pH値、アルカリ度等）
混和池	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無、薬品注入状況
	毎日	攪拌状況の確認 攪拌機については、電気・機械設備点検内容参照
	必要の都度	原水流量の確認
	必要の都度	薬品注入量の確認（ジャーテスト）
フロック形成池	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無
	毎日	攪拌状況の確認 攪拌機については、電気・機械設備点検内容参照
	必要の都度	フロックの成長状態
沈殿池（横流式）	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無
	毎日	流況、フロック沈降状況
	毎日	沈降装置の藻類の付着状態（傾斜板式などの沈殿池）
	毎日	沈殿汚泥の状況の確認 汚泥掻寄機および空気源設備については、電気・機械設備点検内容参照

別表1 業務内容・頻度【6/14】

保守管理業務（日常点検 2/7）

（3）浄水施設点検内容

設備名		点検内容・頻度	
急速ろ過池（重力式開放形）	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無	
	毎日	ろ過池水位、ろ過水量の確認	
	毎日	ろ過水水質の確認（濁度、pH値、残留塩素等）	
	必要の都度	洗浄水量、洗浄時間、洗浄状況の確認 空気源設備、真空ポンプ設備については、電気・機械設備点検内容参照	
急速ろ過池（圧力式ろ過機）	毎日	外観、劣化の有無、漏水の有無	
	毎日	ろ過水量の確認	
	毎日	ろ過水水質の確認（濁度、残留塩素等）	
	必要の都度	洗浄水量、洗浄時間、洗浄状況の確認、ろ過機内目視点検 空気源設備については、電気・機械設備点検内容参照	
排水処理設備	調整池	毎日	汚水汚泥ポンプ等の機器の振動、異常音、電流値
		濃縮槽	毎日
	天日乾燥床	毎日	流況の確認（流入、越流、ブロックの沈降等）
		毎日	汚泥掻寄機のトルク電流、異常音
		毎日	汚泥の流入状況
		毎日	上澄水、ろ過水の流出状況
		1回/週	乾燥状態
		1回/週	漏水の有無
		必要の都度	角落しの状態
	加圧脱水機	随時	脱水機の振動、異常音、電流値、圧力計、ろ布の洗浄状況
		随時	ろ布の張り具合、ケーキの脱水状況、ろ布からの剥離状況、ベルトコンベアへの落下状況
		随時	圧力水ポンプ、油圧ポンプ等の振動、異常音、電流値、圧力等の運転状況
		随時	脱水ケーキの含水率
		随時	ろ布裏面、ろ板部、汚泥付着部、室内主要部の洗浄および清掃
		随時	空気圧縮機および各種ポンプについては、電気・機械設備点検内容参照

（4）配水施設点検内容

設備名	点検内容・頻度	
配水池	1回/週	外観、劣化の有無、漏水の有無、ごみの有無
	毎日	配水池水位、受水・配水流量（自動監視）
	毎日	残留塩素等（自動監視）
	必要の都度	
ポンプ場	1回/週	外観、劣化の有無、漏水の有無
	毎日	受水・送水流量（自動監視）
	必要の都度	

別表1 業務内容・頻度【 7/14 】

保守管理業務（日常点検 3/7）

（5）機械・電気設備点検内容

設 備 名		点検内容・頻度	
受・配電 設備	引込み設備	巡視時	目視（外傷、変色、変形、発煙、発錆、析出物、汚損、スパーク）、異音（運転音、振動音、リーク音、異常音、破損音）、異臭（過熱臭、焼損臭、放電オゾン臭）、感触（振動、過熱、ゆるみ）
	開閉器類	巡視時	目視（計器指示、外相、変色、変形、発煙、発錆、析出物スパーク、水滴、湿気、開閉表示灯、可動部分の注油）、異音（運転音、振動音、リーク音、異常音、破損音）、異臭（焼損臭、放電オゾン臭）、感触（振動、過熱、汚損、ゆるみ）
	保護継電器	巡視時	目視（整定値、変色、変形、発錆、析出物） 異音（振動音、リーク音）、感触（振動、過熱、汚損、ゆるみ）
	変圧器・ コンデンサ類	巡視時	目視（変色、変形、発錆、析出物）、異音（振動音、リーク音）、感触（振動、過熱、汚損、ゆるみ）、異臭（焼損臭、放電オゾン臭）
	受配電盤 コントロールセンタ 現場操作盤 継電器盤 監視制御盤	巡視時	目視（計器の指示・振れ、表示灯、変色、変形、発錆） 異音（振動音、リーク音） 異臭（焼損臭、放電オゾン臭） 感触（振動、過熱、汚損、ゆるみ）
		1回/月	計器の指示及び計器用切替器の動作・がた、盤内器具の状態 表示灯の断線、扉の閉り具合、充電露出部の過熱変色
	1回/月	継電器類の動作状態、プラグの取付状態、配線の状態	
直流電源 装置 無停電 電源装置	共通	巡視時	目視（計器の指示・振れ、表示灯、液漏れ、変色、変形、発錆） 異音（振動音、リーク音） 異臭（焼損臭、放電オゾン臭） 感触（振動、過熱、汚損、ゆるみ）
	蓄電池	1回/月	各セルのヒビ・液漏れ、液量、接続バーの腐食・ゆるみ、変色、セル温度、電池架台
	充電器 （整流器）	1回/月	充電状態、各計器の指示、冷却装置の動作、変換器発生音の異常、各警報装置の動作、指示、フィルタの目詰まり
	切替盤類	1回/月	継電器類の動作状態、各 부품の取付け状態、配線の状態、受配電盤に準ずる
自家用 発電設備	共通	運転時	外観、振動、臭気、異音、温度、変色、変形、ゆるみ、圧力、回転数、漏れ、配管指示、計器指示
	始動装置	1回/月 運転前	空気槽圧力、ドレン、蓄電池電・液量、始動弁、配管の漏れ、始動条件表示
	燃料装置	1回/月 運転時	燃料貯留量、燃料ポンプの過熱、燃料ろ過器のドレン清掃、燃料圧力、燃料消費量
	潤滑油装置	1回/月 運転時	潤滑油量・汚れ、潤滑油ポンプ圧力、潤滑油ろ過器のドレン清掃、潤滑油温度、潤滑油冷却器
	冷却装置	1回/月 運転時	冷却水配管の漏れ、冷却水温度、冷却水ポンプの動作、冷却水槽・ラジエータの温度・漏れ

別表1 業務内容・頻度 【 8/14】

保守管理業務（日常点検 4/7）

（5）機械・電気設備点検内容

設 備 名			点検内容・頻度
自家用 発電設備	吸・排気装置	運転時	吸・排気温度、排気管・消音器からの漏れ、排気色、過給機の油量・温度
	発電機	運転時	軸受・固定子温度、スリップリング・ブラシの火花、電圧計、周波数、電力計、カップリングの状態
	計器類及び 制御装置	1回/月 運転時	圧力計、油面計、回転数計、温度計、電圧計、周波数計等の指示・振れ、電磁弁類の動作
	消耗部品の交換	適時	グランドパッキン、シール材等 製造者取扱説明書による点検
ポンプ	共通	巡視時	外観、振動、臭気、異音、温度、油圧、変色、変形、損傷
	ポンプ	1回/月	軸受潤滑油（オイル、グリス）の油量、汚れ、漏油、グリス漏れ、オイルリングの動作、給油口、プラグの状態、グランドパッキンの発熱、封水漏れ量、軸の接続状態
		1回/年	軸受潤滑油（オイル、グリス）の交換、補充、清掃、塗装の状態、締付けボルト、ナット増し締め、カップリングゴムブッシュ交換、グランドパッキン調整、補充、交換、センタリング調整
	制御装置 ・計器類	1回/月	満水検知器、過少水量検知器、電磁弁類の動作状態、圧力計、連成計、真空計、温度計等の指示値
	消耗部品の交換	適時	グランドパッキン、シール材等 製造者取扱説明書による点検
水中 ポンプ	共通	巡視時	外観、異常振動、異音、損傷、漏れ
	制御装置	1回/月	電圧、電流値の指示値、振れ
		適時	絶縁抵抗測定
バルブ・配管類	1回/月	漏水、逆止弁の漏れ	
各種 ポンプ	共通	巡視時	外観、振動、臭気、異音、温度、油圧、変色、変形、損傷
	スラリーポンプ 薬品注入ポンプ 真空ポンプ	1回/月	軸受潤滑油（オイル、グリス）の油量、汚れ、漏油、グリス漏れ、オイルシリンダ内の油の有無、給油口の状態、グランドパッキン発熱、封水部漏れ、空気の吸込み、軸の接続状態、封水液の量、エア抜き
	制御装置・計器 類・配管	1回/月	過少液量検知器、封水電磁弁類の動作状態、圧力計、連成計、真空計、温度計等の指示値、配管漏れ
	消耗部品の交換	適時	グランドパッキン、シール材、ダイヤフラム材等 製造者取扱説明書による分解点検、清掃
電動機	共通	巡視時	外観、振動、臭気、異音、温度、油圧、変色、変形、汚損 塵埃付着等の状態、漏油、グリス漏れ
	消耗部品の交換	適時	ブラシ、フィルタ、不良部品の交換等 製造者取扱説明書による点検

表1 業務内容・頻度【9/14】

保守管理業務（日常点検 5/7）

（5）機械・電気設備点検内容

設備名			点検内容・頻度	
各種 バルブ	共通		巡視時	フランジ漏水、振動、異音、変形、損傷
	バルブ	水道 管路用	1月/回	グランドパッキン水漏れ、振止め金具及び軸の接続 止水状態（逆止弁）
		スラッジ	1月/回	シール部スラッジの漏れ、駆動機構の状態動作時間
	本体	薬注	1月/回	錆・腐食、変色、配管取付部の緩み、開閉状態表示
		塩素		
	駆動装置 ・制御装置		1回/月	軸受潤滑油（オイル、グリス）の油量、汚れ、漏油状態、給油 口、プラグの状態
	消耗部品の交換		適時	グランドパッキン、シール材の交換等 製造者取扱説明書による点検
攪拌設備	共通		毎日	振動、臭気、異音、変形、損傷
	攪拌翼		毎日	回転状態
	駆動部		毎日	過熱、油漏れ、潤滑油の状態、電流値
	封水部		毎日	グランド部からの漏水量
	消耗部品の交換		適時	潤滑油の補充等
汚泥 掻寄機	共通	全体	毎日	振動、臭気、異音、変形、損傷
		駆動部	毎日	過熱、油漏れ、潤滑油の状態、電流値
	リンクベルト式		毎日	チェーン
			1回/年	掻寄板、シュー部分、チェーン、スプロケット、レールの状態
	回転式		毎日	動作状態
			1回/年	掻寄板、レーキアーム、つり下げ軸の状態
凝集用 薬品注入 設備	貯槽設備		毎日	在庫量の確認
			毎日	配管バルブ類の開閉状況、漏液の有無
			毎日	液位の変動状況
			毎日	背圧弁の作動有無
	注入設備（移 送、粉体等）		毎日	配管バルブ類の開閉状況、漏液の有無
			毎日	液位の変動状況
			毎日	吐出し圧、電流値の状態
			毎日	異音及びグランド漏液の有無
			毎日	流量及び圧力の確認
			毎日	ブリッジ、フラッシュの有無
			毎日	溶解攪拌機の異音の有無
次重 塩素酸 ナトリウ ムによる 消毒設備	貯槽・小出し槽		毎日	外部の損傷、変形、き裂、漏洩の有無
	構造物		毎日	防液堤のき裂、はく離の有無
	弁管類		毎日	管路変形の有無
			毎日	漏洩の有無
			毎日	脱泡装置の作動状態
	定量ポンプ		毎日	漏洩、異常音、振動、発熱の有無
			毎日	気泡の溜まり状態とガス抜き

表1 業務内容・頻度【10/14】

保守管理業務（日常点検 6/7）

（5）機械・電気設備点検内容

設備名			点検内容・頻度	
次亜 塩素酸 ナトリウ ムによる 消毒設備	インジェクタ	毎日	希釈水量の状態	
		毎日	吸引圧力異常の有無	
		毎日	配管接続部からの漏洩の有無	
	その他	毎日	液量計の異物、気泡混入の有無及びガス抜き	
粉末 活性炭 注入設備	貯蔵庫	毎日(運転時)	在庫量の確認	
	溶解槽	毎日(運転時)	液位の確認	
		毎日(運転時)	攪拌機の異常音の有無	
		毎日(運転時)	攪拌機の電流値の状態	
		毎日(運転時)	配管、バルブ類の漏液の有無	
		毎日(運転時)	バルブ類の開閉状態	
	循環(注入) ポンプ	毎日(運転時)	配管、バルブ類の漏洩の有無	
		毎日(運転時)	配管バルブ類の開閉の状態	
		毎日(運転時)	吐出し圧、電流値の確認	
		毎日(運転時)	異常音、グランド漏液の有無	
	注入設備	毎日(運転時)	流量及び圧力の確認	
		毎日(運転時)	配管、バルブ類の開閉状態	
		毎日(運転時)	インジェクタ作動圧の確認	
		毎日(運転時)	注入点の流入確認	
	各種空気 圧縮機	共通	毎日	振動、臭気、異音、変形、損傷、温度、冷却水、表示灯
		回転式	毎日	オイルセパレータの油量
空気槽		毎日	安全弁、ドレン	
アフタクーラ		毎日	冷却水	
エアフィルター		1回/月	フィルタの清掃	
除湿装置		毎日	冷媒圧力計、ドレントラップ、振動、異音	
消耗部品の交換		適時	Vベルト、各種バルブの交換等 製造者取扱説明書による点検	
各種真空 ポンプ	共通	毎日	振動、臭気、異音、変形、損傷	
	本体	毎日	過熱	
	補給水槽・配管等	毎日	漏れ	
	消耗部品の交換	適時	グランドパッキン、シール材の交換等 製造者取扱説明書による点検	
油圧機器	貯油槽	巡視時	油量、油の色・濁り	
	油圧ポンプ	巡視時	振動、臭気、異音、変形、損傷、吐出し圧力	
	圧油槽	巡視時	油面、圧力	
	空気圧縮機	巡視時	振動、臭気、異音、変形、損傷、吐出し圧力	
	油圧シリンダ	巡視時	油漏れ	
	油圧配管	巡視時	油漏れ	
	制御弁類	巡視時	動作確認	

表1 業務内容・頻度【 11/14 】

保守管理業務（日常点検 7/7）

（5）機械・電気設備点検内容

設 備 名			点検内容・頻度
送排風機	共通	巡視時	振動、臭気、異音、損傷
空調機	空気調和機	4回/年	第一種特定製品に基づく簡易点検
計装設備	堰式流量計	毎日	可視部の外観、変形、損傷、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の確認、記録
	電磁流量計	巡視時	傷、破損、錆、検出器の取付状態（水漏れ）、ピット内の浸水状況、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の確認、記録
	超音波流量計	巡視時	傷、破損、錆、検出器の取付状態（水漏れ）、ピット内の浸水状況、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の確認、記録
	面積式流量計	巡視時	傷、破損、汚損、錆、検出器の取付状態（水漏れ）、指示値等の確認
		1回/月	積算値等の確認、記録
	差圧式液位計	巡視時	傷、破損、錆、検出器の取付状態（水漏れ）、
	投込式水位計	巡視時	可視部の外観、変形、損傷、指示値等の確認
	超音波式液位計	巡視時	傷、破損、錆、検出器の取付状態（水漏れ）、
	濁度計	毎日	外観、測定槽の状態、セル窓の汚れ状態、指示値等の確認
		1回/月	検出部の清掃、校正（ゼロ点、スパン）
	pH計	毎日	外観、測定槽の状態、指示値等の確認
		1回/月	標準液による調整、電極の洗浄、調整
	電気伝導度計	巡回時	外観、ポンプの流量、指示値等の確認
	残留塩素計	巡視時	外観、ポンプの流量、指示値等の確認
		適時	測定槽の洗浄、電極の洗浄、ガラスビーズの洗浄
	温度計	巡視時	外観、指示値等の確認
	指示計	巡視時	外観、指示値等の確認
	調節計	巡視時	外観、制御の状態の確認、可動部の状態
	シーケンサ	4回/年	傷、破損、フィルタの状態、ファンの状態、表示ランプ類の状態、盤内温度
	伝送機器	4回/年	フィルタの状態、外観の状況、盤内温度、表示ランプの状態
UPS	1回/月	計器類の指示値、表示ランプ、変色、異音、異臭、過熱、き裂、変形、錆、腐食、汚れ、損傷	
計装盤 監視盤 操作卓	巡視時	表示ランプ、故障表示ランプ表示 き裂、変形、錆、腐食、汚れ、損傷、変色、塵埃、異音、異臭、過熱、盤内温度、結露	

別表1 業務内容・頻度【12/14】

衛生管理業務 (1/3) 除草

作業箇所	面積 (m2)	除草 回数	合計 (m2)	作業分担	
				甲(m2)	乙(m2)
曲田山浄水場除草作業	11,000	2	22,000	22,000	
宇原浄水場除草作業	900	1	900	900	
宇原第2配水池除草作業	200	1	200	200	
鮎屋浄水場除草作業	1,500	2	3,000	3,000	
天川浄水場除草作業	300	2	600		600
鳥飼浄水場除草作業	100	2	200		200
鳥飼1号井除草作業	10	1	10		10
鳥飼2号井除草作業	30	1	30		30
鳥飼3号井除草作業	10	1	10		10
広石浄水場除草作業	200	1	200		200
広石1号井除草作業	10	1	10		10
広石4号井除草作業	10	1	10		10
奥畑浄水場除草作業	50	1	50		50
相川浄水場(畑田)除草作業	100	1	100		100
中津川浄水場除草作業	200	1	200		200
竹原浄水場除草作業	30	1	30		30
小路谷配水池除草作業	1,000	1	1,000	1,000	
二ツ石受水場除草作業	1,000	2	2,000	2,000	
平安浦配水池除草作業	1,100	1	1,100	1,100	
宇山高台配水池除草作業	1,000	1	1,000	1,000	
宇山皿池ポンプ場除草作業	100	1	100	100	
三木田ポンプ場除草作業	300	1	300	300	
神陽受水場除草作業	400	1	400		400
長池配水池除草作業	900	1	900	900	
小山田配水池除草作業	100	1	100		100
白巣配水池除草作業	200	1	200		200
白巣減圧槽除草作業	130	1	130		130
高田屋公園ポンプ場除草作業	50	1	50		50
高田屋公園配水池除草作業	50	1	50		50
五色浜配水池除草作業	150	1	150	150	
五色浜ポンプ場除草作業	150	1	150	150	
青葉台ポンプ場	30	1	30		30
下内膳ポンプ場	30	1	30		30
平安浦(大戸)ポンプ場	10	1	10		10
塔下ポンプ場	20	1	20		20
米山ポンプ場除草作業	30	1	30		30
竹原ダム除草作業	400	1	400	400	
千草浄水場除草作業	700	1	700	700	
婦野谷浄水場除草作業	300	1	300	300	
栢野浄水場除草作業	400	1	400	400	
旧高層配水池除草作業	350	1	350	350	
旧中層配水池除草作業	400	1	400	400	
合計	23,200		37,850	35,350	2,510

除草は、手作業及び肩掛式草刈機によるものとし、除草、集草(車両による場内運搬含む)をこの範囲とする。また、繁茂状況により範囲及び頻度を変更できるものとする。

別表1 業務内容・頻度【13/14】

衛生管理業務 (2/3) 清掃

業務箇所は、施設の清潔を維持する上で必要な内容、回数で適宜実施する。

衛生管理業務 (3/3) 浄化槽

施設名	頻度	
	点検	清掃
曲田山浄水場(公衆) 単独 40人槽	4回/年	1回/年
宇原浄水場 単独 7人槽	3回/年	1回/年
鮎屋浄水場 合併 5人槽	3回/年	1回/年
相川浄水場 合併 5人槽	3回/年	1回/年

甲により実施する浄化槽法第8条～第10条に係る保守点検、清掃を行うものであり、必要に応じて立会対応等を行うものとする。

沈殿池清掃業務

沈殿池等池状構造物清掃面積集計表

施設名	凝集池等(天川排水池・排泥池、その他)						沈殿池等					
	壁面 個数	底面 個数	凝集池壁面 池数	凝集池底面 池数	壁面 池数	底面 池数	取水井壁面 個数	取水井底面 個数	沈殿池壁面 池数	沈殿池底面 池数	壁面 池数	底面 池数
曲田山浄水場	40.00	←濃縮槽			40.00	—			346.20	198.25	346.20	198.25
	1				1	—			3	3	3	3.00
	40.00				40.00	—			1,038.60	594.75	1,038.60	594.75
宇原浄水場1系	36.00	←濃縮槽	83.08	25.83	119.08	25.83			216.96	95.20	216.96	95.20
	1		2	2	3	2			2	2	2	2
	36.00		166.16	51.66	202.16	51.66			433.92	190.40	433.92	190.40
宇原浄水場2系			83.08	27.37	83.08	27.37			235.90	92.68	235.90	92.68
			2	2	2	2			2	2	2	2
			166.16	54.74	166.16	54.74			471.80	185.36	471.80	185.36
鮎屋浄水場	28.00	←濃縮槽	62.40	19.20	90.40	19.20			162.24	62.00	162.24	62.00
	1		2	2	3	2			2	2	2	2
	28.00		124.80	38.40	152.80	38.40			324.48	124.00	324.48	124.00
天川浄水場	55.00	40.00	66.80	20.00	121.80	60.00			149.80	61.20	149.80	61.20
	1	1	1	1	2	2			2	2	2	2
	55.00	40.00	66.80	20.00	121.80	60.00			299.60	122.40	299.60	122.40
中津川浄水場					—	—	4.56	0.90	20.79	2.16	25.35	3.06
					—	—	2	2	2	2	4	4
					—	—	9.12	1.80	41.58	4.32	50.70	6.12
相川浄水場					—	—	5.22	1.17	21.26	2.34	26.48	3.51
					—	—	2	2	2	2	4	4
			↓中継槽	↓中継槽	—	—	10.44	2.34	42.52	4.68	52.96	7.02
奥畑浄水場			8.00	4.00	8.00	4.00	30.00	3.50			30.00	3.50
			1	1	1	1	1	1			1	1
			8.00	4.00	8.00	4.00	30.00	3.50			30.00	3.50
竹原浄水場					—	—	18.30	2.25	11.40	4.32	29.70	6.57
					—	—	1	1	1	1	2	2
					—	—	18.30	2.25	11.40	4.32	29.70	6.57
合計					690.92	208.80					2,731.76	1,240.12
清掃回数			2回/年		1,380	420			2回/年		5,460	2,480

※濃縮槽を有する浄水場において、汚泥の引抜きを促すことを含め、濃縮槽壁面上部1.0m程度の洗浄を凝集池壁面洗浄面積に含める。
 ※中津川浄水場、相川浄水場の凝集池については、小規模であり沈殿池と一体的運用であることから沈殿池に含める。

汚泥撤去積込(天川浄水場)

内容	数量	頻度
汚泥積込	15 m ³	2回/年
土砂撤去	1 m ³ /回	5回/年

別表1 業務内容・頻度【 14/14 】

自家用電気工作物点検立会の対象場所等

施設名	設備容量 (kVA)	受電電圧 (kV)	非常用発電設備		回数	
			出力 (kVA)	設置数 (台)	月次 (回)	年次 (回)
曲田山浄水場	230	6.6	60	1	12	1
宇原浄水場	220	6.6	—	—	12	1
鮎屋浄水場	150	6.6	37.5	1	12	1
鳥飼浄水場	110	6.6	—	—	12	1
相川浄水場	14		18	1	12	1
中津川浄水場	18		18	1	12	1
神陽受水場	170	6.6	100	1	12	1
小路谷配水池	35		100	1	12	1

淡路広域水道企業団

(洲本市サービスセンター管理区域)

施設概要

淡路広域水道企業団

履行場所及び対象施設

(1) 水源・取水施設

NO.	名 称	所 在 地
1	猪鼻第1ダム	兵庫県洲本市千草
2	猪鼻第2ダム	兵庫県洲本市千草
3	竹原ダム	兵庫県洲本市千草
4	天川第1ダム	兵庫県洲本市由良町由良
5	天川第2ダム	兵庫県洲本市由良町由良
6	前平土手池	兵庫県洲本市前平
7	鳥飼1号井	兵庫県洲本市五色町下塚
8	鳥飼2号井	兵庫県洲本市五色町鳥飼
9	鳥飼3号井	兵庫県洲本市五色町鳥飼
10	広石1号井	兵庫県洲本市五色町広石
11	広石4号井	兵庫県洲本市五色町広石
12	相川	兵庫県洲本市相川組
13	中津川	兵庫県洲本市中津川組
14	奥畑井戸	兵庫県洲本市奥畑
15	竹原川	兵庫県洲本市千草
16	金屋観音寺井戸(湧水時)	兵庫県洲本市金屋
17	金屋開井戸(湧水時)	兵庫県洲本市金屋
18	新村井戸(湧水時)	兵庫県洲本市新村
19	木戸池井戸(湧水時)	兵庫県洲本市木戸
20	大野第1井戸(湧水時)	兵庫県洲本市大野
21	大野第2井戸(湧水時)	兵庫県洲本市大野
22	大野第4井戸(湧水時)	兵庫県洲本市大野
23	大野第5井戸(湧水時)	兵庫県洲本市大野
24	納井戸(湧水時)	兵庫県洲本市納
25	金屋第1井戸(湧水時)	兵庫県洲本市金屋
26	新村中継ポンプ場(湧水時)	兵庫県洲本市新村
27	原池中継ポンプ場(湧水時)	兵庫県洲本市千草
28	宇原中継ポンプ場(湧水時)	兵庫県洲本市大野

(2) 浄水場

NO.	名 称	所 在 地	計 画 浄水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	浄水・配水池 総容量 (m^3)
1	曲田山浄水場	兵庫県洲本市山手	9,000	3,440
2	宇原浄水場	兵庫県洲本市宇原	7,050	1,383
3	鮎屋浄水場	兵庫県洲本市鮎屋	3,360	1,570
4	天川浄水場	兵庫県洲本市由良町由良	3,150	1,322
5	鳥飼浄水場	兵庫県洲本市五色町鳥飼	2,150	192
6	広石浄水場	兵庫県洲本市五色町広石	2,000	337
7	奥畑浄水場	兵庫県洲本市奥畑	24	20
8	相川浄水場	兵庫県洲本市相川組	33	55
9	中津川浄水場	兵庫県洲本市中津川組	27	57
10	竹原浄水場	兵庫県洲本市千草	12	8

(3) 配水場

NO.	名 称	所 在 地	総容量 (m^3)
1	宇原第2配水場	兵庫県洲本市宇原	3,600
2	二ツ石受水場	兵庫県洲本市安乎町二ツ石	369
3	安坂配水池	兵庫県洲本市中川原町安坂	960
4	宇山高台配水池	兵庫県洲本市中川原町中川原	56
5	平安浦配水池	兵庫県洲本市安乎町平安浦	1,000
6	小路谷配水池	兵庫県洲本市小路谷	561
7	白巢配水池	兵庫県洲本市五色町鮎原	2,000
8	白巢減圧槽	兵庫県洲本市五色町鮎原	200
9	長池配水池	兵庫県洲本市五色町鳥飼	1,500
10	五色浜配水池	兵庫県洲本市五色町鳥飼浦	200
11	小山田配水池	兵庫県洲本市五色町鮎原	1,236
12	高田屋公園配水池	兵庫県洲本市五色町都志	500

(4) ポンプ場

NO.	名 称	所 在 地
1	三木田ポンプ場	兵庫県洲本市中川原町三木田
2	小路谷ポンプ場	兵庫県洲本市小路谷
3	神陽受水場	兵庫県洲本市五色町鮎原
4	高田屋公園ポンプ場	兵庫県洲本市五色町都志
5	五色浜ポンプ場	兵庫県洲本市五色町鳥飼浦
6	津田ポンプ場	兵庫県洲本市山手(曲田山浄水場内)
7	三熊山ポンプ場	兵庫県洲本市小路谷
8	青葉台ポンプ場	兵庫県洲本市千草
9	市原ポンプ場	兵庫県洲本市中川原町市原
10	宇山高台(皿池)ポンプ場	兵庫県洲本市宇山
11	下内膳ポンプ場	兵庫県洲本市下内膳
12	尾筋ポンプ場	兵庫県洲本市上内膳
13	米山ポンプ場	兵庫県洲本市五色町都志
14	鮎原塔下ポンプ場	兵庫県洲本市五色町鮎原
15	平安浦(大戸)ポンプ場	兵庫県洲本市安乎町平安浦
16	宮山ポンプ場	兵庫県洲本市五色町都志
17	千草浄水場	兵庫県洲本市千草

(5) その他施設

NO.	名 称	所 在 地
1	広石北電動弁	兵庫県洲本市五色町広石北
2	諏訪橋流量調整電動弁	兵庫県洲本市千草
3	猪鼻流量調整弁	兵庫県洲本市千草

(6) 水質検査採水箇所
(浄 水)

配水区	配水区	所在地	検査項目	
			毎日 検査	定期 採水
宇原	物部消防センター	兵庫県洲本市上物部	○	○
安坂	中川原町消防分団	兵庫県洲本市中川原町中川原	○	○
宇山高台	し尿処理場跡	兵庫県洲本市中川原町厚浜	○	○
平安浦	平安浦霊園	兵庫県洲本市安乎町平安浦	○	○
曲田山	炬口庁舎	兵庫県洲本市炬口	○	○
小路谷	大継橋	兵庫県洲本市千草	○	○
	千草浄水場（配水）	兵庫県洲本市千草	○	—
竹原	竹原ダム事務所	兵庫県洲本市千草	○	○
天川	由良中学校	兵庫県洲本市由良	○	○
鮎屋	納台	兵庫県洲本市納	○	○
	木戸公会堂	兵庫県洲本市木戸	○	—
奥畑	奥畑	兵庫県洲本市奥畑	○	○
二ツ石	安乎公民館	兵庫県洲本市安乎町中田	○	○
中津川	中津川バス停付近	兵庫県洲本市中津川組	○	○
相川	上灘会館	兵庫県洲本市相川組	○	○
	畑田浄水場	兵庫県洲本市畑田組	○	○
高層	鮎原葛尾	兵庫県洲本市五色町鮎原葛尾	○	○
	鮎原吉田	兵庫県洲本市五色町鮎原吉田	○	—
	上塚	兵庫県洲本市五色町上塚	○	—
中層	南あわじ安住寺	兵庫県南あわじ市倭文安住寺	○	○
	鮎原南谷	兵庫県洲本市五色町鮎原南谷	○	—
鳥飼	鳥飼浦リッチランド	兵庫県洲本市五色町鳥飼浦	○	○
	鳥飼浦（奥の内）	兵庫県洲本市五色町鳥飼浦	○	—
	都志角川	兵庫県洲本市五色町都志角川	○	—
	広石下（札の辻）	兵庫県洲本市五色町広石下	○	—
小山田	都志米山	兵庫県洲本市五色町都志米山	○	○
	都志（高田屋公園）	兵庫県洲本市五色町都志	○	—

(原 水)

水源名	採水箇所	検査項目	
		毎日 検査	定期 採水
猪鼻水源	宇原浄水場	—	○
猪鼻 + 竹原	曲田山浄水場	—	○
天川水源	天川浄水場	—	○
前平池水源	鮎屋浄水場	—	○
鳥飼 1 号水源	鳥飼浄水場	—	○
鳥飼 2 号水源	鳥飼浄水場	—	○
鳥飼 3 号水源	鳥飼浄水場	—	○
広石 1 号水源	広石浄水場	—	○
広石 4 号水源	広石浄水場	—	○
相川水源	相川浄水場	—	○
中津川水源	中津川浄水場	—	○
奥畑水源	奥畑浄水場	—	○
竹原水源	竹原浄水場	—	○
大野水源 (濁水時)	宇原浄水場	—	○
新村水源 (濁水時)	新村中継ポンプ場	—	○
金屋観音寺井戸 (濁水時)	金屋観音寺井戸	—	○
金屋開井戸 (濁水時)	金屋開井戸	—	○
新村井戸 (濁水時)	新村井戸	—	○
木戸池井戸 (濁水時)	木戸池井戸	—	○
大野第 1 井戸 (濁水時)	大野第 1 井戸	—	○
大野第 2 井戸 (濁水時)	大野第 2 井戸	—	○
大野第 4 井戸 (濁水時)	大野第 4 井戸	—	○
大野第 5 井戸 (濁水時)	大野第 5 井戸	—	○
納井戸 (濁水時)	納井戸	—	○
金屋第 1 井戸 (濁水時)	金屋第 1 井戸	—	○